

令和元年度 第1回北見市社会福祉審議会 会議録

日 時：令和元年8月29日(木) 午後2時～2時56分

場 所：北見市議会 第2委員会室

出席者：渡部会長、信田副会長、岡田委員、畠山委員、守谷委員、島田委員、渡辺委員、
三浦委員、石森委員、平野委員、照井委員

(事務局) 高田保健福祉部長、似内子ども未来部長、土井保健福祉部次長、堀越子ども未来部次長、
高谷子ども未来部参事、池田総務課長、後藤子ども未来部主幹、奥原子ども支援課長、
苅込保育課長、吉田総務課総務係長、越前谷総務課指導係長、山本総務課計画調整係長、
後藤課員

欠席者：江野委員、堀口委員、鈴木委員、斎藤委員、高廣委員、白幡委員、吉田委員、今野委員、
志賀委員

会議次第

- 1 保健福祉部長挨拶
- 2 委嘱状交付式
- 3 新任委員自己紹介
- 4 議 題
 - 1) 会長の選任について
 - 2) 第4期地域福祉計画の策定の方向性について
- 5 報 告
 - 1) 北見市地域公益事業等に関する地域協議会設置要綱の制定について
 - 2) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業について
 - 3) 第2期北見市子ども・子育て支援事業計画の策定について
 - 4) とん田保育園改築事業について
 - 5) 東保育園改修事業について
- 6 その他

開 会

(事務局)

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただ今から、令和元年度第1回北見市社会福祉審議会を開会いたします。事務局の保健福祉部総務課長の池田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは開会に先立ち、保健福祉部長より挨拶申し上げます。

1 保健福祉部長挨拶

(部長)

みなさんこんにちは。保健福祉部の高田でございます。審議会の開会にあたりまして、ひとことご挨拶申し上げます。本日は何かとご多用中のところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。本審議会は令和元年度第1回目の審議会となります。後ほど事務局から詳細についてはご説明申し上げますが、本日の主な議題といたしましては、第4期地域福祉計画策定に向けた方向性と考え方として、報告事項といたしましては、保健福祉部が所管いたします北見市地域公益事業等に関する地域協議会設置について、また、子ども未来部が所管いたします第2期北見市子ども・子育て支援事業計画の策定について他3件となっております。委員の皆さまには活発なご意見・ご助言・ご提言等を賜りたく、よろしくお願いいたします。また、本審議会終了後に、一部の委員の方を除きまして、地域公益事業等に関する地域協議会を開催する予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

(事務局)

次に審議会委員の改選につきまして、事務局よりご報告いたします。着席にて失礼いたします。

ここで委員名簿に修正がありますので、大変お手数ですが資料の差し替えをお願いします。お手元に配布の名簿ですが、資料1ページの差し替えをお願いします。

それではお手元の委員名簿をご覧ください。「民生委員児童委員」区分の一條 守委員が平成31年4月30日付で退任され、後任として岡田 栄敏委員が就任されました。

また、「社会福祉関係機関代表者」区分の北海道 北見児童相談所所属の阿部 俊一委員が令和元年5月31日付で退任され、後任として渡辺 典子委員が就任されました。

同じく、「社会福祉関係機関代表者」区分の社会福祉法人 北見市社会福祉協議会所属の 佐藤 周一委員が令和元年6月13日付で退任され、後任として渡部 眞一委員が就任されました。

岡田委員、渡部 眞一委員におかれましては、事前に委嘱状を交付させていただいております。また、渡辺 典子委員におかれましては本日ご出席されておりますので、委嘱状を交付させていただきたいと存じます。

渡辺 典子委員は、お席にてお待ちください。

2 委嘱状交付

- 委嘱状交付 -

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、会議に入らせていただきますが、新任の委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

3 新任自己紹介

- 新任委員自己紹介 -

(事務局)

ありがとうございました。

次に、当審議会の事務局であります保健福祉部及び子ども未来部職員の自己紹介をさせていただきます。

- 事務局自己紹介 -

- (事務局) それでは、次に会議の成立について、報告いたします。
 本日の出席委員数は、20人中11人であります。
 江野委員、堀口委員、鈴木委員、斎藤委員、高廣委員、白幡委員、吉田委員、今野委員、志賀委員は所用のため欠席の旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。
 審議会条例第6条第2項の規定に基づき、半数以上の出席がありますので、本日の会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。
 続きまして、本日使用する資料について確認させていただきます。
 事前に送付させていただいた、「議事次第」及び「令和元年度 第1回 北見市社会福祉審議会 資料」になります。
 お持ちでない方は、お申しつけの程お願いいたします。
- 4 議題1)
 会長の選任
- (事務局) それでは、本日の議題に入らせていただきます。資料の1ページ目をご覧ください。議題の
 1) 会長の選任についてであります。 「社会福祉関係機関代表者」区分の社会福祉法人 北見市社会福祉協議会所属の佐藤 周一委員には、当審議会の会長を担っていただいておりますので、佐藤委員の退任に伴い、審議会条例第5条第1項の規定に基づき、委員の皆様のご互選により、会長の選任を行うものであります。
 そこで、会長の選任につきまして、皆様のご意見を頂戴したいと思います。何か意見の方、ございましたらお願いいたします。
- (委員) 事務局案はありますか。
- (事務局) ただいま、事務局案があればお示しくださいとご発言がありました。
 事務局案といたしまして、会長には北見市社会福祉協議会会長であります渡部眞一委員を提案させていただきたいと考えております。
 会長には渡部眞一委員をお願いするというので、よろしいでしょうか。
- 異議なし -
- (事務局) それでは、「ご異議なし」ということで、会長は渡部委員に決定いたしました。渡部会長におかれましては会長席へ移動の方お願いいたします。
 ここで、ただいま会長に選任されました渡部会長から就任のご挨拶をお願いいたします。
- (会長) 改めまして渡部でございます。ただ今、皆様のご推挙によりまして会長という重責を担わせていただくことになりました。皆様のご協力をいただきながら勤めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
- (事務局) ありがとうございます。
 なお、審議会条例第7条1項に規定されている、部会の設置につきましては、今後、専門的に調査研究すべき案件があった場合に、審議会を開催し、部会を設置させていただきたいと存じますので、宜しくお願いいたします。
 それでは、これからの議事につきましては、会長が進めることとなりますので、渡部会長よろしくお願いいたします。

4 議題 2)

(会長) 座ったままで失礼させていただきたいと思います。それでは、お手元の資料に沿いまして進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題 2) 『第 4 期地域福祉計画の策定の方向性について』を議題とさせていただきます。事務局から説明願います。

(事務局) 議題 2) 『第 4 期地域福祉計画の策定の方向性について』を説明させていただきます。

- 配布資料に沿って説明 -

(会長) ただいまの議題について、何かご質問、ご意見はございませんか。

(委員) 私はこの地域福祉計画の策定に第 1 期から 3 期まで関わっておりまして、今回第 4 期計画ということで、今までと違うある程度はっきりとしたものにしたいという市の意向を感じながら説明を聞いていましたが、自分で計画の策定に関わりながら、完成した計画を見てもやはり策定委員会等の開催回数がかかなり多いことは事実だと思います。その策定委員会等の中で、細かく触れてきた部分というのが、委員の思いこみが強い部分とその事業になってきている傾向であったと思います。その中で、この辺でそろそろ 4 期目ですから、整理してしっかりやることも良いと思います。

それから、確か 1 期から 3 期の中に市民の計画事実状況の登録の設置という項目がありましたが、それがなかなかできていなかったというのが気になる部分ではあります。

更に、地域福祉計画の基本施策にぶらさがる具体的事業の掲載イメージ(資料 7 ページ)ですが、市では地域福祉計画、社会福祉協議会では地域福祉実践計画というのがありまして、これは市と社協と両立という形で対に動いてきたものですから、この表の中に出ている大分県大分市の例では、市と社協の事業をまとめて掲載しているので、できれば市の計画、社協の計画の部分を並列ではないけれども、ひとつの冊子の中にこの部分は市の計画、もうひとつの部分は実践計画というように掲載すると関連性がわかりやすいと思います。

ただ、実際両方でやる事業と社会福祉協議会の方でやる事業が違うという事もあるかと思いますが、ある程度わかりやすい方向性を出してもらえれば良いと思います。

(会長) 事務局から今の件について何かあれば発言願います。

(事務局) ご意見ありがとうございました。最後の方にお話がありました社協の実践計画の関係ですが、4 期目の計画につきましては、一緒にすることは難しいと考えておりますが、5 期目の計画につきましては、どういった部分を一緒にできるか今から検討しながら行っていきたいと考えております。事務局からは以上でございます。

(会長) その他、何かご発言ございませんか。

進め方としては、策定委員会を設置しないで、審議会において市の方から素案を示していただいた中で、それに対して意見等をしながら組み立てていくという仕組みにさせていただきます。

私からは、全体的なスケジュール感をお示しください。

(事務局) 来年度の 3 月まで策定する必要がありますが、ただ今説明した方向性で特に問題なく進められれば今年度中に 2 回から 3 回ぐらい、次の年度で合計 5 回ぐらい進めていきたいと思っております。社会福祉審議会の前に庁内で一回検討を行い、審議会で諮っていききたいと現時点では考えております。

(会長) ということは今年度中にあと一回ぐらい開催するのでしょうか。

(事務局) 重複する部分もありますが、今年度中に一回開催し、方針案やアンケートなどをお示しして、できれば来年の3月にもう一回開催してアンケート結果の報告をしたいと考えております。

(会長) 他に何かありませんか。無いようでしたら、ただ今事務局から説明のあった中身で進めることとしてよろしいでしょうか。

- 異議なし -

(会長) それでは、ただ今の説明のとおり第4期地域福祉計画の策定を進めることとして決定をさせていただきます。

5報告1)

(会長) 続きまして、5報告1)『北見市地域公益事業等に関する地域協議会設置要綱の制定について』を説明願います。

(事務局) 北見市地域公益事業等に関する地域協議会設置要綱の制定について、説明させていただきます。

初めに、北見市地域公益事業等に関する地域協議会、これ以降は地域協議会と呼ばせていただきますが、この地域協議会の設置に係る経過について簡単に説明いたします。

近年の福祉ニーズの多様化や、社会福祉法人の運営に対する指摘等を踏まえ、社会福祉法人が今後も地域福祉の担い手としての役割を果たすことができるよう、平成29年4月に社会福祉法が改正され、社会福祉法人制度改革が行われました。

この改正社会福祉法では、新たに「社会福祉充実計画」について定められ、このうち、計画内で地域公益事業を行う場合は、「住民その他の関係者の意見を聴かなければならない」と定められており、この意見聴取の場が、地域協議会であります。

地域協議会の構成員については、学識経験者や民生委員・児童委員、福祉団体の職員などが想定されており、地域の実情に応じて所轄庁が定めるものとされています。また、効率的に開催する観点から、可能な限り「既存の会議体を活用」するものとされていることから、当審議会をベースとして組織したい旨、平成29年3月28日開催の社会福祉審議会でご報告したところ、ご快諾いただきましたので、この度の設置要綱の制定に至った、という経過でございます。

次に、設置要綱の概要について説明いたします。

資料の9ページをご覧ください。

まず、設置の目的につきましては、社会福祉法人が社会福祉充実財産を活用して計画する地域公益事業の内容及び事業区域における需要等について、公正かつ中立な意見の聴取等を行うことを目的としています。

次に所掌事項ですが、主に地域公益事業の実施に係る協議として第3条第1項第1号から第4号までを掲げておりますが、必要に応じ、第2項の各号についても協議すること、としております。

次に地域協議会の構成についてですが、第4条第2項各号に該当する北見市社会福祉審議会委員及び福祉行政職員としています。

構成メンバーにつきましては、正副会長と事前協議の結果、予め選定させていただき、

本日配布した名簿案のとおりとさせていただきます。

まず、設置要綱第4条第2項第1号「民生委員」として、岡田委員、第2号「社会福祉施設の代表」として、守谷委員、島田委員、第3号「社会福祉関係機関の代表」として渡部会長、信田副会長、高廣委員、白幡委員、三浦委員、第4号「学識経験者」として志賀委員、第5号「公募による者」として照井委員、福祉行政職員として、井上市民環境部次長、土井保健福祉部次長、堀越子ども未来部次長、以上の13名を指名させていただきますので、よろしくお願いたします。

資料10ページをご覧ください。

次に会議の開催については、地域公益事業の実施を盛り込んだ社会福祉充実計画策定予定の社会福祉法人からの要請があった場合、その都度、会長の招集により開催することといたしますが、社会福祉充実計画の策定を予定している法人がなく、会議開催の要請がない場合についても、地域福祉推進のためのツールとして定期的な開催が望まれておりますことから、社会福祉審議会終了後に開催したいと考えております。

さきほど指名させていただいた方については、このあと、第1回地域協議会を予定しておりますので、そのまま残っていただきますようお願いいたします。

なお、今年度につきましては、社会福祉充実計画の提出はございませんでした。

以上で北見市地域公益事業等に関する地域協議会設置要綱の制定についての説明を終わります。

(会長) ただいま地域協議会設置につきましての報告ということで、委員の指名につきましても説明があったところですが、何かご質問はございませんか。

- 質問なし -

(会長) それでは無いようですので、報告について了承することとしてよろしいですね。

5 報告 2)

(会長) 次に、2)『未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業について』を説明願います。

(事務局) 北見市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業につきまして、ご説明させていただきます。

資料の11ページをお開きください。

令和元年10月から消費税率が引上げとなる環境の中、児童扶養手当を受給する未婚のひとり親に対し、寡婦控除が適用された場合の標準的な減税額を推計し、臨時・特別の措置として支給する給付金を支給するもので、経費につきましては、全額国庫補助金を活用して実施するものでございます。

(1) 対象者につきましては、令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母、基準日である10月31日現在において法律婚をしたことがない方、または、事実婚をしていない方、こちら3つの要件全てを満たす方が対象となります。

(2) 支給金額及び支給方法ですが、対象児童の人数に関わらず、支給対象者1人につき一律17,500円を11月分の児童手当支給日に併せて支給するもので、1回限りの支給となります。

(3) 請求受付につきましては、8月1日から既に行っており、来年1月6日まで、子ども支援課の他に端野、常呂、留辺蘂総合支所の保健福祉課で受付しております。

(4) 制度の周知ですが、広報北見8月号及び市のホームページで行っているほか、対象と思われる方へ児童扶養手当現況届の案内封書に制度についてのリーフレットを同封したところです。

(5) 支給可否の通知ですが、申請いただいた内容を審査し、支給、不支給決定通知書を12月以降に送付する予定です。

なお、対象者につきましては、130人を見込み予算計上しているところです。私からは以上です。

(会長) ただいまの報告について、何か質問は無いですか。

- 質問なし -

(会長) よろしいですか、それでは報告について了承させていただきます。

5報告3)

(会長) 次に、3)『第2期北見市子ども・子育て支援事業計画の策定について』を説明願います。

(事務局)

第2期北見市子ども・子育て支援事業計画の策定について、ご説明させていただきます。お手元の資料の12ページをお開きください。「北見市子ども・子育て支援事業計画」については、平成27年度から令和元年度までの計画となっており、本年度が最終年度であることから、令和2年3月までに、第2期目となる北見市子ども・子育て支援事業計画を策定するものであります。

初めに、(1)「計画の位置づけ」でございますが、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものでございます。

次に、(2)「計画の基本的な考え方」でございますが、第2期計画において、引き続き、現計画の基本理念であります「親子の成長をみんなで支え、安心して子育てできる、子どもと親の笑顔があふれるまち北見」の実現に向けて、国の基本指針に基づく5年間の計画期間における幼児期の教育・保育のほか、地域の子ども・子育て支援の充実を図るものとします。

具体的には、昨年実施しましたニーズ調査の結果から算出した「教育・保育施設」や「地域子ども・子育て支援事業」に対する利用希望者数から需要数となる量の見込みを取りまとめ、それに対する供給量となる確保の内容などについて、定める予定となっております。

次に、(3)「計画期間」でございますが、令和2年度から令和6年度までの5年間の予定となっております。

次に、(4)「計画の策定体制」でございますが、学識経験者や子ども・子育て支援に関する事業従事者などで構成する「北見市子ども・子育て会議」にご意見を頂きながら策定作業を進めております。

次に、(5)「策定作業の経過と予定」でございますが、昨年度行いました子育て支援に関するニーズ調査や、本年度、6回の開催を予定しており、すでに5月と7月に開催した子ども・子育て会議を経て、11月に本計画の素案を策定し、その後、パブリックコメントを行いまして、令和2年3月に計画策定の完成を予定しております。

以上で、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定についてのご説明を終了させていただきます。

(会長) ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

- 質問なし -

(会長) よろしいですね、ありがとうございます。

5 報告 4)

(会長) 次に、4)『とん田保育園改築事業について』説明願います。

(事務局) 報告「4)とん田保育園改築事業」について、ご説明をさせていただきます。

資料13ページをご覧ください。

北見市立とん田保育園は、築37年が経過し、施設の老朽化対策が課題であり、また、同じ西小学校区内の西保育園が本年度末をもって閉園を予定しておりますことから、公的保育施設の適正配置の観点からも、公立保育園として、現在地において改築を計画しているところでございます。

施設の現況、及び改築事業の概要につきましては、資料に記載のとおりでございますが、資料下段(3)に(案)として記載しております、改築事業のスケジュールは、本年度(令和元年度)「基本・実施設計」に着手いたしましたほか、現況測量などの各種測量、調査、設計等を実施する予定でございます。園舎の建設工事は令和3年から令和4年度にかけて施工を予定しており、供用開始は令和4年の秋頃を目指すものでございます。

以上でございます。

(会長) ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

(会長) 定員80名想定ということですが、現在は何名ですか。

(事務局) 同じく定員80名です。

(会長) それでは、よろしいですね。

5 報告 5)

(会長) 次に、5)『東保育園改修事業について』説明願います。

(事務局) 続きまして、5)『東保育園改修事業について』説明いたします。
資料14ページをご覧ください。

東保育園は、市営高砂団地の1階部分に併設された東小学校区内唯一の、公立認可保育所でございますが、近年、需要が高まりつつある低年齢児保育につきましては、近隣の教育・保育施設において未対応となっておりますことから、現在未使用の旧きらりで使用していた保育室等を一部改修し、主に、低年齢児保育の拡充整備を行うものでございます。施設の現況につきましては、資料に記載のとおりでございます。中段「構造等」では、建築年次が昭和51年、築42年が経過し、老朽化が著しい施設ではございますが、平成24年度の市営高砂団地耐震改修事業により、施設の構造補強が確保されているところでございます。

資料下段「(2)改修事業の概要」でございますが、0歳児保育室のほか、一時預かり

保育室など、主に、低年齢児保育の受入拡充整備を、本年度中に実施するものでございます。

私からは、以上でございます。

(会長) ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

(委員) とん田保育園と東保育園について、今現在改修の西保育園が来年末閉園すると書いてありますが、収容人数と北見市の全体を含めて保育児童の適正な数、取込みできる数は大丈夫なのでしょうか。それとも、足りないのか、多いのか、その辺の予測はある程度できているのでしょうか。

(事務局) ただ今、ご質問ですが、全体の未就学児童、教育・保育施設の受け入れ枠など、そういった将来的な予測を含めてということだったと思います。

まず、西保育園については、今年度末、令和2年の3月31日をもって閉園する旨、保護者への説明等を含めて6者協議が終了しているところであります。

本年度中に西保育園、今現在の児童数が32名ということで、閉園協議をさせていただいた2年前の時には、西小学校区内に他の教育・保育施設がございますことから、そこへの転園が可能である、受け入れは十分可能であるという見込みをもって閉園の協議に至っているところでございます。

実際の数は、今現在、北見市内において、いわゆる待機児童、申し込みをされていて入れないという方については、4月1日現在ではいなかったのですが、年度途中、新規で申し込みをされる方、2歳未満、3歳未満のいわゆる低年齢児の需要が増えてきており、7月現在では、約40名お待ちいただいている方がいます。

将来的な人口減少を見据えて施設の整備については、4月1日現在では全て網羅している状況ではありましたが、まだ伸び続けている低年齢児保育については、施設の特異性も含めて先ほど説明いたしました子ども子育て支援事業の中で見極めながら計画し、対応していきたいと考えております。以上です。

(会長) その他に、ご質問ありませんか。無いようですので、以上にさせていただきます。

6 その他

(会長) それでは、次第の6.その他であります。委員の皆さんから何かありませんでしょうか。なければ、事務局の方から何かありませんでしょうか。

閉会

(会長) 以上で、予定した全ての議題を終了いたしましたので、令和元年度第1回北見市社会福祉審議会を閉会いたします。

お疲れ様でした。